

国民年金 各種制度のご案内

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務付けられています。

■口座振替での前納・早割が便利でお得です！

口座振替には、翌月末（納付期限）の口座振替を当月末の口座振替にすることにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」、「1年前納」、「2年前納」があり大変お得です。口座振替をご希望の方は、市役所、年金事務所またはご希望の金融機関へお申込みください。

○必要なもの

- ・希望する金融機関の通帳・届印
- ・マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるもの（納付書、基礎年金番号通知書、年金手帳など）

○前納申込期限

「6か月前納の上期（4～9月）」、「1年前納」、「2年前納」・・・2月末日
「6か月前納の下期（10月～翌年3月）」・・・8月末日

■付加保険料制度

国民年金の定額保険料に加えて、付加保険料（月額400円）を納めることにより、老齢基礎年金受給時に、年額【200円×付加保険料を納めた月数】の付加年金が加算されます。付加保険料を納付ご希望の方は、市役所または年金事務所へお申込みください。

■各種免除制度

経済的な理由などによって国民年金保険料を納めることが困難な場合は、次の制度があります。未納のままにせず、手続きを行いましょう。

【一般免除制度】

本人、配偶者及び世帯主の所得が一定以下の場合に、保険料の納付が免除または猶予される制度です。申請時点から2年1か月前までさかのぼって申請することができます。また失業による特例制度や、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例制度（令和5年6月分まで）もあります。

【学生納付特例制度】

本人が学生で、所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

【産前産後期間の免除制度】

国民年金1号被保険者が出産した際、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）の保険料が免除になります。平成31年2月1日以降に出産をした方が対象となり、出産予定日の6か月前から届出可能となります。保険料が免除された期間も、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

○必要なもの

マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるもの（納付書、基礎年金番号通知書、年金手帳など）
失業による特例免除申請の場合：雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票
産前産後期間の免除申請の場合：母子健康手帳

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線123
日本年金機構 水戸南年金事務所 ☎029-227-3251